

第2回 野洲市大篠原地域環境保全対策委員会会議結果

1. 開催日時 平成26年3月11日(火) 14時～16時30分
2. 開催場所 野洲クリーンセンター 会議室
3. 出席委員 市川委員、山田委員、南委員、飯田委員、松下委員 以上5名 ※欠席 岸本委員
4. オブザーバー 滋賀県南部環境事務所 松岡主幹
5. 事務局 寺田環境経済部次長、野玉環境課長、同課駒本専門員、中井野洲クリーンセンター所長(整備室長)、同室布施専門員、西野主査、南井主査 以上7名
6. 傍聴者 なし
7. 次第

【現地視察】

- 施設視察 野洲クリーンセンター
- 周辺河川視察 センター→砂防沈砂池→稲荷川→B事業所前→光善寺川→C事業所前→A事業所前→天神川→センター

【会議】

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事
 - (1) 周辺河川等環境モニタリング調査結果等について
 - (2) 平成26年度モニタリング調査計画案について
 - (3) その他
 - ・平成26年度野洲クリーンセンター公害防止計画書(案)について
 - ・新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定(案)について
4. 閉会

8. 結果

【現地視察】

会議前に委員による現地視察として、野洲クリーンセンター施設と周辺環境モニタリング調査を実施した地域内の河川等を確認した。

野洲クリーンセンターの視察では、委員からの質疑や施設運転管理業者へのインタビュー等が行われた。

○主な意見(・委員 →事務局、運転管理委託業者)

- ・粗大ごみ処理施設において、金属の破碎処理後、分別はどの程度されているのか。錆びた金属の処理はどうか。
 - 金属は破碎後、磁選機によって鉄分を選別し、可燃物はごみピットに投入しており、その他の不燃物は蓮池の里第2処分場にて埋め立て処分している。また、錆びた空き缶なども不燃物として出させていただき、施設において破碎後、選別している。なお、新センターでは、その他にアルミ選別機も導入し資源化率の向上を図る。
- ・山水路の水量は、ほぼ満水の状態だが最適な状態か。山水路は稲荷川の上流となるのか。
 - 山水は、プラントの冷却水として使用しており、灰等が山水路に流出しないよう対策を講じている。また、夏場は水不足になり、上水を使用することもあるが、冬季は山水で充足している。また、稲荷川へは3方向から流入しており、施設の山水路はその支流の一つである。

【会議】

議事(1) 周辺河川等環境モニタリング調査結果等について

(説明要旨)

底質ダイオキシン類対策後の継続監視と確認のため、継続モニタリング調査として施設内水路から周辺河川等(稲荷川、光善寺川、天神川等)の水質及び底質のダイオキシン類を調査したもので、平成25年12月17日に検体を採取し分析した結果、いずれの地点も環境基準(水質1pg-TEQ/l、底質150pg-TEQ/g)を大きく下回る結果(水質0.077～0.4pg-TEQ/l、底質1.2～27pg-TEQ/g)であった。また、地域内の土壌ダイオキシン類調査結果においても、環境基準(1,000pg-TEQ/g)を大きく下回る結果(4.2pg-TEQ/g、5.1pg-TEQ/g)であった。

議事(2) 平成26年度モニタリング調査計画案について

(説明要旨)

平成26年度周辺河川等環境モニタリング調査は、現センターにおける底質ダイオキシン類対策後の確認のため、水質及び底質ダイオキシン類の継続モニタリングを行うことを目的とし、調査結果に基づき継続実施の可否についても判断する。調査地点は、今回の平成25年度調査結果を踏まえ、地点を限定して実施しようとするもの。

生活環境影響調査・事後調査計画は、新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書の事後調査計画に基づき、造成工事に係る予測・影響の分析結果の確認のため、工事施工に併せて騒音・振動、大気質、地下水、動物、水質(濁度)について調査実施する計画である。

○主な意見（・委員、→事務局）

- ・26年度周辺河川等環境モニタリング調査計画では、天神川水系について実施しないということだが、新センターの水系であることから、新センターの稼働後において調査していくという考え方でよいか→新センターの稼働後においては、生活環境影響調査の事後調査として実施予定である。
- ・今回の25年度周辺環境モニタリング調査結果は、地域住民が安心していただけるものであり、自治会において回覧等で周知していきたい。
- ・他市のごみ焼却施設で、煙突からの排ガス中のダイオキシンが基準値をオーバーした事例があったが、現センターは平成28年まで運転稼働することになるがその対応はどうか。
→他市の事例では、排ガス測定サンプル採取時に固着物の混入があったものと聞き及んでいる。
本市では、運転に際して急激な排ガスの通風を行わないことや、修繕工事等に併せて煙道等の清掃を行っている。
- ・造成工事中における稲荷川水系と天神川水系の水質濁度管理について、今後、雨季にかけて濁り水の流出も予想され、濁度数値も上昇すると思われる。また、土砂流出を心配される声も踏まえ対応願う。現時点で、稲荷川水系と天神川水系の濁度に違いがあるがその原因は何か。
→稲荷川水系の濁りは、工事用車両が洗車プールを通過した際の影響や、場内で発生する刺し水の一部による影響であると考えている。稲荷川水系では、洗車プールの排水を吸引処理することや、裸地部分の転圧、養生等により濁水の流出を防止する。地元自治会へは、濁度の定点観測とあわせて、対応についても逐次報告する。
- ・タゴガエルの生息確認については、造成区域内で行うのか。
→生活環境影響調査で夏季に区域内外で生息が確認されたので、今後、春・夏季の生息状況を確認する予定。

議事(3) その他（平成26年度野洲クリーンセンター公害防止計画書（案）・新野洲クリーンセンターに関する環境保全協定（案）について）

（説明要旨）

野洲クリーンセンター公害防止計画案は、底質ダイオキシン類対策検討委員会での意見を踏まえ、クリーンセンターにおけるダイオキシン類対策の徹底を図るために平成24年9月に内容改定したもの。新センターの環境保全協定は、大篠原自治会と市が締結した新センター基本協定書に基づき、公害防止及び生活環境保全に関する細部の事項について、環境保全協定として3月末の締結を予定する。

○主な意見（・委員、→事務局）

- ・公害防止計画については、25年度の計画と変わった点は何か。
→一部の運用での改正のみ。
- ・新センター環境保全協定に関し、事故等の場合の対応は現センターの公害防止計画と比べて少し弱い内容ではないか。
→事故時の対応のほか、自主規制値が超過した場合も想定しており、自主規制値は、法規定より厳しい値として管理していくもので、それを超えた場合についても厳しく規定している。
- ・十分厳しい内容であると思われる。
- ・底質ダイオキシン対応時と同様に、周辺の環境基準を上回った場合の対応はどうか。
→新センターの稼働後、施設に起因して周辺環境において基準を超えるような事態が発生した場合、原因の究明と対応が明確になるまでの間は、同様に運転を停止する対応となる。
- ・自主規制値は、施設として対応すべき問題だが、一方で、既に環境基準を超えているような場合にはその対応が問題になる場合等もあるため留意が必要。
→現センターでも敷地境界線で環境測定を実施しており、施設以外の要素が入らないように測定対応している。また、他の要因により環境基準を超えた場合は、その旨説明対応するもので、周辺環境への負荷を極力与えないよう施設内での可能な限り対策を講じていく。
- ・新センター稼働後、天神川などでも環境基準を超えた場合も運転停止するということになるのか。
→まずは原因を究明することが優先され、原因が明確であれば、それを前提として停止等の対応を講じていくこととなる。
- ・環境基準を超過した場合に、どこの施設が原因か、誰の責任かといった場合、地域が環境被害を受けて何も対応できないということにならないよう対応が必要。
→問題が生じた場合に、関連する施設から情報開示いただきたいうえで、水質、大気の汚染時の対応は、県南部環境事務所の管轄になるが、市も連携したうえで原因究明し、対象施設等を指導していく。情報を開示することにより、地域のみなさんに安心していただけるよう対応したい。

※次回会議は、26年度周辺河川モニタリング調査結果が明らかになる12月頃に開催予定。